



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）号外 第 15 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（市町村課） 2		○宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例……………（こども家庭課） 6
○宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例……………（医療政策課） 3		○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例……………（環境管理課） 10
○宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例……………（衛生管理課） 4		○宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例（ “ ） 12
○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例……………（こども政策課） 5		○宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例……………（漁業管理課） 13
		○国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例……………（用地対策課） 16
		○河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（河川課） 17
		○海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 19

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 改正の理由及び主な内容

火薬類取締法及び農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 改正の理由及び主な内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 改正の理由及び主な内容

食品衛生法の改正を踏まえ、事業譲渡に係る規定を整備する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 改正の理由及び主な内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第18号）

1 制定の理由及び主な内容

令和 4 年の児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎ みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 改正の理由及び主な内容

本条例に基づいて事業者に義務づけている報告を廃止する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 改正の理由及び主な内容

公害紛争処理法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 改正の理由及び主な内容

(1) 漁港施設の新設及び廃止に伴い、使用の許可、使用料等について所要の改正を行うこととしました。

(2) 物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、使用料等について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎ 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 改正の理由及び主な内容

物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎ 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 改正の理由及び主な内容

物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎ 海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 改正の理由及び主な内容

物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市町村	事	務	市町村

[略]		[略]	
1 の 4	[略]	各市町村（ <u>宮崎市及び三股町</u> を除く。）	各市町村（ <u>宮崎市を除く。</u> ）
[略]		[略]	
7	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）による次の事務 (1)～(6) [略] (7) <u>第65条第1項（同項第2号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる者に係る部分に限る。）の規定による報告の徴収及び立入検査（第30条の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する</u> こと。	[略]	[略]
[略]		[略]	
19 の 4	農地法による次の事務 (1)～(6) [略] (7) <u>第49条第1項の規定による立入検査等（(1)から(5)まで及び(11)の事務に係るものに限る。）に関する</u> こと。 (8)・(9) [略] (10) <u>第50条の規定による報告の徴収（(1)から(5)まで、(7)から(9)まで及び(11)の事務に係るものに限る。）に関する</u> こと。 (11) [略] (12) <u>第51条第3項の規定による原状回復等の措置及び公告（(1)及び(3)の事務に係るものに限る。）に関する</u> こと。 (13) <u>第51条第4項の規定による費用の負担（(12)の事務に係るものに限る。）に関する</u> こと。	[略]	[略]
19 の 5	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による次の事務 (1)～(5) [略] (6) <u>第15条の4第1項の規定による勧告に</u> 関すること。 (7) <u>第15条の4第2項の規定による勧告等の公表に</u> 関すること。	[略]	[略]
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県医師修学資金貸与条例及び宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例

(宮崎県医師修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。 (8) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条の2第3項の規定による休業をいう。 (8) [略]

(宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部改正)

第2条 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例（平成31年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。 (8) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条の2第3項の規定による休業をいう。 (8) [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第16号

宮崎県ふぐ取扱条例の一部を改正する条例

宮崎県ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(免許証の交付等) 第9条 [略] 2 [略] 3 ふぐ処理師は、免許証を亡失し、若しくはき損し、又は記載事項に変更を生じたときは、免許証の再交付又は書換えを受けなければならない。 (遵守事項) 第12条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 免許証は、就業中常に携帯し、 <u>県職員</u> の要求があったときはこれを提示すること。 (6) [略] (ふぐ処理営業者の認証) 第14条 [略] 2 知事は、前項の申請が第15条に規定する認証の基準に適合する	(免許証の交付等) 第9条 [略] 2 [略] 3 ふぐ処理師は、免許証を亡失し、若しくは毀損し、又は記載事項に変更を生じたときは、免許証の再交付又は書換えを受けなければならない。 (遵守事項) 第12条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 免許証は、就業中常に携帯し、 <u>職員</u> の要求があったときはこれを提示すること。 (6) [略] (ふぐ処理営業者の認証) 第14条 [略] 2 知事は、前項の申請が <u>次条</u> に規定する認証の基準に適合すると

と認めたときは、同項の認証をしなければならない。ただし、第19条第2項の規定により認証の取消しを受けた後2年を経過しない者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、前項の認証をしない。

（認証書の交付等）

第16条 〔略〕

2 〔略〕

3 ふぐ処理営業者は、認証書を亡失し、若しくはき損し、又は記載事項に変更を生じたときは、認証書の再交付又は書換えを受けなければならない。

4・5 〔略〕

（地位の承継）

第17条 ふぐ処理営業者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、ふぐ処理営業者の地位を承継する。

2 〔略〕

と認めたときは、同項の認証をしなければならない。ただし、第19条第2項の規定により認証の取消しを受けた後2年を経過しない者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、前項の認証をしない。

（認証書の交付等）

第16条 〔略〕

2 〔略〕

3 ふぐ処理営業者は、認証書を亡失し、若しくは毀損し、又は記載事項に変更を生じたときは、認証書の再交付又は書換えを受けなければならない。

4・5 〔略〕

（地位の承継）

第17条 ふぐ処理営業者が当該営業を譲渡し、又はふぐ処理営業者について相続、合併若しくは分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、当該営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業を承継した法人は、ふぐ処理営業者の地位を承継する。

2 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮崎県ふぐ取扱条例第17条の規定は、この条例の施行の日前に宮崎県ふぐ取扱条例第2条第4号に規定するふぐ処理営業者から当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第17号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保育室等） 第7条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内の調理室で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 （1） 〔略〕 （2） 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている<u>栄養士</u>（<u>栄養士法</u>（昭和22年法律第245号）<u>第1条第1項に規定する栄養士</u>をいう。以下同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等<u>栄養</u>	（保育室等） 第7条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内の調理室で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 （1） 〔略〕 （2） 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている<u>栄養士又は管理栄養士</u>（<u>栄養士法</u>（昭和22年法律第245号）<u>第1条に規定する栄養士又は管理栄養士</u>をいう。以下同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受け

士による必要な配慮が行われること。

(3) [略]

6 [略]

られる体制にある等栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) [略]

6 [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第18号

宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。第21条を除き、以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行うよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行運転する場合の所在の確認)

第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所している児童を平等に取り扱う原則)

第9条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第10条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

い。

- 2 一時保護施設においては、入所している児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第11条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第12条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第13条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第15条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第20条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

- （2） 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう努めること。

- （3） 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

- （4） 児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。

- （5） 少年の居室の一室の定員は、1人とするよう努めること。

- （6） 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

- （7） 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

- （8） 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

- （9） 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

- （10） 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所している児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

- （11） 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね 1.6人につき 1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね 2人につき 1人以上、満3歳以上の児童おおむね 3人につき 1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき 1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第20条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員 2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員 1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（2） 社会福祉士の資格を有する者

（3） 精神保健福祉士の資格を有する者

（4） 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（5） 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

（6） 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（7） 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（8） 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（9） 教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの

（10） 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにおいては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第26条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第27条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所している児童及び職員の健康状態の把握等）

第28条 児童相談所長は、入所している児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第32条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

（1） 入所している児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項
(一時保護施設に備える帳簿)

第33条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第16条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第41条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日（次項において「経過措置期限」という。）まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

4 県は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、経過措置期限を延長することができる。この場合においては、延長後の経過措置期限は、この条例の施行の日から起算して4年を超えることができない。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

5 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(温室効果ガス排出量削減計画書の作成等)</u> 第6条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画（以下「温室効果ガス排出量削減計画書」という。）を記載した書類（以下「温室効果ガス排出量削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。<u>ただし、事業の廃止等により、特定事業者に該当しなくなることが明らかな者で、規則で定めるところによりその旨を届け出たものは、この限りでない。</u> 2 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。 3 前2項の規定により温室効果ガス排出量削減計画書を提出した	第6条及び第7条 削除

者は、温室効果ガス排出量削減計画を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る温室効果ガス排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出状況報告書の作成等）

第6条の2 前条第1項又は第2項の規定により温室効果ガス排出量削減計画書を提出した者（特定事業者に該当しなくなった者若しくは事業の廃止等により特定事業者に該当しなくなることが明らかなる者又は前条第2項の規定により温室効果ガス排出量削減計画書を提出した者で、規則で定めるところによりその旨を届け出たものを除く。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び温室効果ガスの排出の量の削減に資する取組の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出量削減計画を達成するための補完的手段）

第6条の3 温室効果ガス排出量削減計画を達成しようとする者は、その手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の整備及び保全、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める温室効果ガス排出量削減対策によることができる。

（温室効果ガス排出量削減計画書の公表）

第7条 知事は、温室効果ガス排出量削減計画書又は温室効果ガス排出状況報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（指導、助言及び勧告）

第7条の2 知事は、温室効果ガス排出量削減計画書及び温室効果ガス排出状況報告書を作成し、又は温室効果ガス排出量削減計画を実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、温室効果ガス排出量削減計画書又は温室効果ガス排出状況報告書を提出しなければならない者が、正当な理由なく、温室効果ガス排出量削減計画書若しくは温室効果ガス排出状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずよう勧告することができる。

（報告及び検査）

第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場又は事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（1）特定事業者

（2）～（8） [略]

2・3 [略]

（勧告に従わなかった者の公表）

第65条の2 知事は、第7条の2第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

3 知事は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（報告及び検査）

第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場又は事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（1）～（7） [略]

2・3 [略]

第70条 第23条、第28条第1項、第40条、第43条第1項、第55条第2項又は第58条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略] 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。 第72条 第20条第1項、第22条第1項、第37条又は第39条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略] (4) 第65条第1項（同項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第74条 第65条第1項（同項第5号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。 第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)・(2) [略] (3) 第65条第1項（同項第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	第70条 第23条、第28条第1項、第40条、第43条第1項、第55条第2項又は第58条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) [略] 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 第72条 第20条第1項、第22条第1項、第37条又は第39条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略] (4) 第65条第1項（同項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第74条 第65条第1項（同項第4号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。 第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)・(2) [略] (3) 第65条第1項（同項第7号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第70条から第72条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 前項ただし書の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書の規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第20号

宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

宮崎県公害紛争処理条例（昭和45年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>（参考人等の費用弁償）</u> 第5条 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下「令」という。）第16条の規定により参考人又は鑑定人（以下「参考人等」という。）に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊	<u>（鑑定人の鑑定料）</u> 第5条 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下「令」という。）第16条の規定により鑑定人に支給する鑑定料の額は、当該鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれ

料の額は、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の規定の例により計算した旅費に相当する額とし、その支給方法については、同条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「旅行雑費」とあるのは、「日当」と読み替えるものとする。

2 令第16条の規定により鑑定人に支給する鑑定料の額は、当該鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定めるものとし、その支給方法については、その職務に従事した際に支給する。

（紛争処理の手續に要する費用）

第6条 法第44条第2項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 令第16条の規定により参考人等に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料
（2）・（3） [略]
（4） 呼出又は送達のための郵便料又は電信料

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
（利用の届出） 第8条 甲種漁港施設（航路を除く。）を、当該施設の目的（法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。）に従い利用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整備施設については、知事が公示により指定するものに限るものとする。 （使用の許可等） 第10条 甲種漁港施設（法第39条第5項の規定により知事が指定する<u>区域内に存する施設に限る。</u>）のうち、知事が公示により指定する施設（以下「係留指定施設」という。）を使用しようとする者は、<u>知事の許可を受けなければならない。</u> 2・3 [略] （罰則） 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 （1）～（5） [略] （6） 第10条第1項の許可を受けないで<u>係留指定施設</u>を使用した者 （7） [略] 別表第1（第13条関係） 1 使用料 <table><tr><td></td><td></td><td>金額</td></tr></table>			金額	（利用の届出） 第8条 甲種漁港施設（航路及び第10条第1項の施設を除く。）を、当該施設の目的（法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。）に従い利用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整備施設については、知事が公示により指定するものに限るものとする。 （使用の許可等） 第10条 <u>次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u> （1） 甲種漁港施設（法第39条第5項の規定により知事が指定する<u>区域内に存する施設に限る。</u>）のうち、知事が公示により指定する施設（以下「係留指定施設」という。） （2） <u>北浦荷さばき施設</u> 2・3 [略] （罰則） 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 （1）～（5） [略] （6） 第10条第1項の許可を受けないで<u>同項の施設</u>を使用した者 （7） [略] 別表第1（第13条関係） 1 使用料 <table><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			
		金額					

施設の種別	単位	外航船舶	外航船舶以外の船舶
係留指定施設	船舶の長さ 1 メートル 1 年につき	6,000円以内で規則で定める額	
係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数 1 トンにつき	1 円13銭	1 円24銭
	積卸貨物通過 1 トンにつき	56円57銭以内で規則で定める額	62円23銭以内で規則で定める額
	旅客通過 12歳以上 1 人につき	2 円26銭	2 円49銭
	6 歳以上12歳未満 1 人につき	1 円13銭	1 円24銭
廃油処理施設	廃油 1 トンにつき	815円	895円

注1 この表の適用について1メートルに満たない端数は切り捨てるものとし、24時間又は1トンに満たない端数は、それぞれ24時間又は1トンとして計算する。

2・3 〔略〕

2 漁港施設占用料

区分	単位	金額		摘要	
		占用期間 が1月以 上の場合	占用期間 が1月未 満の場合		
電柱	〔略〕	<u>700円</u>	<u>770円</u>	〔略〕	
電話柱		<u>700円</u>	<u>770円</u>		
街灯		<u>200円</u>	<u>220円</u>		
その他の柱類		<u>520円</u>	<u>570円</u>		
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	〔略〕	<u>610円</u>	<u>670円</u>		
郵便差出箱		<u>250円</u>	<u>275円</u>		
広告塔	〔略〕	<u>1,050円</u>	<u>1,155円</u>		
看板	一時的 に占用 するも の	〔略〕	<u>105円</u>	<u>115円</u>	
	その他 のもの		<u>1,120円</u>		
送電塔	〔略〕	<u>520円</u>	<u>570円</u>		
線管 類	外径40 センチ メート ル未満	〔略〕	<u>105円</u>	<u>115円</u>	
	外径40 センチ		<u>275円</u>	<u>300円</u>	

施設の種別	単位	金額	
係留指定施設	船舶の長さ 1 メートル 1 年につき	6,200円以内で規則で定める額	
係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数 1 トンにつき	外航船舶 外航船舶以外の船舶	1 円17銭 1 円28銭
	積卸貨物通過 1 トンにつき	外航船舶 外航船舶以外の船舶	58円49銭以内で規則で定める額 64円35銭以内で規則で定める額
	旅客通過 12歳以上 1 人につき	外航船舶 外航船舶以外の船舶	2 円34銭 2 円57銭
	6 歳以上12歳未満 1 人につき	外航船舶 外航船舶以外の船舶	1 円17銭 1 円28銭
北浦荷さばき施設	使用面積 1 平方メートル 1 日につき	8 円38銭	

注1 この表の適用について1メートル又は1平方メートルに満たない端数は切り捨てるものとし、24時間又は1トンに満たない端数は、それぞれ24時間又は1トンとして計算する。

2・3 〔略〕

2 漁港施設占用料

区分		単位	金額		摘要
			占用期間 が1月以 上の場合	占用期間 が1月未 満の場合	
電柱		〔略〕	<u>725円</u>	<u>795円</u>	〔略〕
電話柱			<u>725円</u>	<u>795円</u>	
街灯			<u>205円</u>	<u>225円</u>	
その他の柱類			<u>535円</u>	<u>590円</u>	
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所		〔略〕	<u>630円</u>	<u>690円</u>	
郵便差出箱			<u>260円</u>	<u>285円</u>	
広告塔		〔略〕	<u>1,085円</u>	<u>1,195円</u>	
看板	一時的 に占用 するも の	〔略〕	<u>110円</u>	<u>120円</u>	
	その他 のもの	〔略〕	<u>1,160円</u>		
送電塔		〔略〕	<u>535円</u>	<u>590円</u>	
線管 類	外径40 センチ メート ル未満	〔略〕	<u>110円</u>	<u>120円</u>	
	外径40 センチ		<u>285円</u>	<u>310円</u>	

	メートル以上						メートル以上						
その他の工作物	係留施設を占有する場合	〔略〕	190円				係留施設を占有する場合	〔略〕	195円				
	漁港施設用地を占有する場合		53円74銭以内で規則で定める額	59円11銭以内で規則で定める額					55円57銭以内で規則で定める額	61円12銭以内で規則で定める額			
その他	係留施設を占有する場合	〔略〕	9円33銭				係留施設を占有する場合	〔略〕	9円65銭				
	その他の施設を占有する場合		47円29銭以内で規則で定める額						48円90銭以内で規則で定める額				
〔略〕													
別表第2（第14条関係）													
1 土砂採取料													
区分		単位	金額		摘要		区分		単位	金額		摘要	
砂		〔略〕	136円				砂		〔略〕	141円			
土砂			113円				土砂			117円			
砂利			162円				砂利			168円			
栗石			162円				栗石			168円			
転石	直径60センチメートル未満	〔略〕	68円		〔略〕		転石	直径60センチメートル未満	〔略〕	70円		〔略〕	
	直径60センチメートル以上		113円					117円					
〔略〕													
2 水域等占用料													
区分		単位	金額		摘要	区分		単位	金額		摘要		
			占有期間が1月以上の場合	占有期間が1月未満の場合					占有期間が1月以上の場合	占有期間が1月未満の場合			
仮設建築物		〔略〕	53円74銭	59円11銭		仮設建築物		〔略〕	55円57銭	61円12銭			
栈橋、物揚場、渡船場又は係船場		〔略〕	120円	130円		栈橋、物揚場、渡船場又は係船場		〔略〕	125円	135円			
漁業用工作物			42円99銭	47円29銭		漁業用工作物			44円45銭	48円90銭			
電柱		〔略〕	700円	770円	〔略〕	電柱		〔略〕	725円	795円	〔略〕		
電話柱			700円	770円		電話柱			725円	795円			
街灯			200円	220円		街灯			205円	225円			
その他の柱類			520円	570円		その他の柱類			535円	590円			
線管類	外径40センチメートル未満	〔略〕	105円	115円		線管類	外径40センチメートル未満	〔略〕	110円	120円			
	外径40		275円	300円			285円		310円				

	センチメートル以上						センチメートル以上						
物揚場		[略]	10円75銭	11円83銭			物置場		[略]	11円12銭	12円23銭		
[略]						[略]							
[略]						[略]							

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第22号

国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第1（第5条関係） 使用料						別表第1（第5条関係） 使用料					
種別		単位	金額（年額）		摘要	種別		単位	金額（年額）		摘要
			許可期間が1 月以上の場合	許可期間が1 月未満の場合					許可期間が1 月以上の場合	許可期間が1 月未満の場合	
電柱		1本	<u>525円</u>	<u>578円</u>	[略]	電柱		1本	<u>543円</u>	<u>597円</u>	[略]
鉄塔		1基	<u>689円</u>	<u>758円</u>	[略]	鉄塔		1基	<u>712円</u>	<u>783円</u>	[略]
諸管類 埋架設 物	口径50 センチ メートル 未満 のもの	1メ ー ト ル	<u>62円</u>	<u>68円</u>	[略]	諸管類 埋架設 物	口径50 センチ メートル 未満 のもの	1メ ー ト ル	<u>64円</u>	<u>70円</u>	[略]
	口径50 センチ メートル 以上 のもの	同	<u>119円</u>	<u>131円</u>			口径50 センチ メートル 以上 のもの	同	<u>123円</u>	<u>135円</u>	
橋りょう		1平方メ ー ト ル	<u>52円</u>	<u>57円</u>	[略]	橋りょう		1平方メ ー ト ル	<u>54円</u>	<u>59円</u>	[略]
広告板、広告塔 類		同	<u>939円</u>	<u>1,033円</u>	[略]	広告板、広告塔 類		同	<u>971円</u>	<u>1,068円</u>	[略]
係船施 設	係船場	同	<u>226円</u>	<u>249円</u>		係船施 設	係船場	同	<u>234円</u>	<u>257円</u>	
	係船杭	1本	<u>73円</u>	<u>80円</u>			係船杭	1本	<u>75円</u>	<u>83円</u>	
いけす、いかだ 類		1平方メ ー ト ル	<u>68円</u>	<u>75円</u>		いけす、いかだ 類		1平方メ ー ト ル	<u>70円</u>	<u>77円</u>	
小屋、興業場、 露店その他これ らに類する仮設 工作物		同	<u>136円</u>	<u>150円</u>	[略]	小屋、興業場、 露店その他これ らに類する仮設 工作物		同	<u>141円</u>	<u>155円</u>	[略]
栈橋、せき、水 門、軌道その他 これらに類する 工作物		同	<u>68円</u>	<u>75円</u>		栈橋、せき、水 門、軌道その他 これらに類する 工作物		同	<u>70円</u>	<u>77円</u>	

〔略〕

別表第 2（第 5 条関係）

土石等採取料

種別		単位	金額	摘要
砂		1 立方メートル	<u>136円</u>	
土砂		同	<u>113円</u>	
砂利		同	<u>162円</u>	
栗石		同	<u>162円</u>	
転石	直径60センチメートル未満	1 個	<u>68円</u>	〔略〕
	直径60センチメートル以上	同	<u>113円</u>	
〔略〕				

〔略〕

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第23号

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川法に基づく流水占用料等徴収条例（平成12年宮崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後								
別表第 1（第 2 条関係） 流水占用料					別表第 1（第 2 条関係） 流水占用料								
種別		区分		金額（次の式により算出した額）	種別		区分		金額（次の式により算出した額）				
[略]					[略]								
工業用				<u>1,867円</u> ×使用水量× 1.1	工業用				<u>1,930円</u> ×使用水量× 1.1				
原動力用				<u>62円</u> ×使用水量× 1.1	原動力用				<u>64円</u> ×使用水量× 1.1				
その他				<u>624円</u> ×使用水量× 1.1	その他				<u>645円</u> ×使用水量× 1.1				
[略]					[略]								
別表第 2（第 2 条関係） 土地占用料					別表第 2（第 2 条関係） 土地占用料								
種別		単位	金額（年額）				種別		単位	金額（年額）			
			占用期間が 1 月以上の場合		占用期間が 1 月未満の場合					占用期間が 1 月以上の場合		占用期間が 1 月未満の場合	
			市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地	市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地				市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地	市の区域 内の土地	町村の区域 内の土地
工 作 物	電柱	1 本	<u>682円</u>	<u>525円</u>	<u>750円</u>	<u>578円</u>	工 作 物	電柱	1 本	<u>705円</u>	<u>543円</u>	<u>776円</u>	<u>597円</u>
	鉄塔	1 基	<u>870円</u>	<u>689円</u>	<u>957円</u>	<u>758円</u>		鉄塔	1 基	<u>900円</u>	<u>712円</u>	<u>990円</u>	<u>783円</u>

諸管 埋架設物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	78円	62円	86円	68円	[略]
	口径50センチメートル以上のもの	同	146円	119円	161円	131円	
橋りょう		1平方メートル	73円	52円	80円	57円	[略]
広告板、広告塔類		同	1,788円	939円	1,967円	1,033円	[略]
係船施設	係船場	同	340円	226円	374円	249円	
	係船杭	1本	102円	73円	112円	80円	
やな		1平方メートル	214円	136円	235円	150円	[略]
いけす、いかだ類		同	108円	68円	119円	75円	
小屋、興業場、露店その他これらに類する仮設工作物		同	214円	136円	235円	150円	[略]
栈橋、せき、水門、軌道その他これらに類する工作物		同	108円	68円	119円	75円	
建物		同	108円	68円	119円	75円	
農地		同	6円70銭	5円59銭	7円37銭	6円15銭	
採草地		同	6円70銭	5円59銭	7円37銭	6円15銭	
現形占用地（漁業用地を除く。）		同	39円	28円	43円	31円	
ゴルフ場		同	8円95銭	5円59銭	9円85銭	6円15銭	
公園緑地及び運動場		同	39円	28円	43円	31円	

[略]

別表第3（第2条関係）

土石等採取料

種別		単位	金額	摘要
砂		1立方メートル	136円	
土砂		同	113円	
砂利		同	162円	
栗石		同	162円	
転石	直径60センチメートル未満	1個	68円	[略]
	直径60センチメ	同	113円	

諸管 埋架設物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	81円	64円	89円	70円	[略]
	口径50センチメートル以上のもの	同	151円	123円	166円	135円	
橋りょう		1平方メートル	75円	54円	83円	59円	[略]
広告板、広告塔類		同	1,849円	971円	2,034円	1,068円	[略]
係船施設	係船場	同	352円	234円	387円	257円	
	係船杭	1本	105円	75円	116円	83円	
やな		1平方メートル	221円	141円	243円	155円	[略]
いけす、いかだ類		同	112円	70円	123円	77円	
小屋、興業場、露店その他これらに類する仮設工作物		同	221円	141円	243円	155円	[略]
栈橋、せき、水門、軌道その他これらに類する工作物		同	112円	70円	123円	77円	
建物		同	112円	70円	123円	77円	
農地		同	6円93銭	5円78銭	7円62銭	6円36銭	
採草地		同	6円93銭	5円78銭	7円62銭	6円36銭	
現形占用地（漁業用地を除く。）		同	40円	29円	44円	32円	
ゴルフ場		同	9円25銭	5円78銭	10円	6円36銭	
公園緑地及び運動場		同	40円	29円	44円	32円	

[略]

別表第3（第2条関係）

土石等採取料

種別		単位	金額	摘要
砂		1立方メートル	141円	
土砂		同	117円	
砂利		同	168円	
栗石		同	168円	
転石	直径60センチメートル未満	1個	70円	[略]
	直径60センチメ	同	117円	

	メートル以上						メートル以上						
[略]					[略]								
[略]					[略]								

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第24号

海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例

海岸法に基づく占用料等徴収条例（平成12年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前										改正後									
別表第1（第2条関係） 占用料										別表第1（第2条関係） 占用料									
種別		単位	金額（年額）				摘要	種別		単位	金額（年額）				摘要				
			占用期間が 1月以上の 場合		占用期間が 1月未満の 場合						占用期間が 1月以上の 場合		占用期間が 1月未満の 場合						
			市の 区域 内の 土地	町村 の区 域内 の土 地	市の 区域 内の 土地	町村 の区 域内 の土 地					市の 区域 内の 土地	町村 の区 域内 の土 地							
工 作 物	電柱		1本	<u>682</u> 円	<u>525</u> 円	<u>750</u> 円	<u>578</u> 円	[略]	工 作 物	電柱		1本	<u>705</u> 円	<u>543</u> 円	<u>776</u> 円	<u>597</u> 円	[略]		
	鉄塔		1基	<u>870</u> 円	<u>689</u> 円	<u>957</u> 円	<u>758</u> 円	[略]		鉄塔		1基	<u>900</u> 円	<u>712</u> 円	<u>990</u> 円	<u>783</u> 円	[略]		
	諸 管 類 埋 架 設 物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	<u>78円</u>	<u>62円</u>	<u>86円</u>	<u>68円</u>	[略]	諸 管 類 埋 架 設 物	口径50センチメートル未満のもの	1メートル	<u>81円</u>	<u>64円</u>	<u>89円</u>	<u>70円</u>	[略]			
		口径50センチメートル以上のもの	同	<u>146</u> 円	<u>119</u> 円	<u>161</u> 円	<u>131</u> 円			口径50センチメートル以上のもの	同	<u>151</u> 円	<u>123</u> 円	<u>166</u> 円	<u>135</u> 円				
	橋りょう		1平方メートル	<u>73円</u>	<u>52円</u>	<u>80円</u>	<u>57円</u>	[略]	橋りょう		1平方メートル	<u>75円</u>	<u>54円</u>	<u>83円</u>	<u>59円</u>	[略]			
	広告板、広告塔類		同	<u>1,7</u> <u>88円</u>	<u>939</u> 円	<u>1,9</u> <u>67円</u>	<u>1,0</u> <u>33円</u>	[略]	広告板、広告塔類		同	<u>1,8</u> <u>49円</u>	<u>971</u> 円	<u>2,0</u> <u>34円</u>	<u>1,0</u> <u>68円</u>	[略]			
	係 船 施 設	係船場	同	<u>340</u> 円	<u>226</u> 円	<u>374</u> 円	<u>249</u> 円		係 船 施 設	係船場	同	<u>352</u> 円	<u>234</u> 円	<u>387</u> 円	<u>257</u> 円				
		係船杭	1本	<u>102</u> 円	<u>73円</u>	<u>112</u> 円	<u>80円</u>			係船杭	1本	<u>105</u> 円	<u>75円</u>	<u>116</u> 円	<u>83円</u>				
	いけす、いかだ類		1平方メートル	<u>108</u> 円	<u>68円</u>	<u>119</u> 円	<u>75円</u>		いけす、いかだ類		1平方メートル	<u>112</u> 円	<u>70円</u>	<u>123</u> 円	<u>77円</u>				
	小屋、興業場、露店その他これらに類する仮設工作物		同	<u>214</u> 円	<u>136</u> 円	<u>235</u> 円	<u>150</u> 円	[略]	小屋、興業場、露店その他これらに類する仮設工作物		同	<u>221</u> 円	<u>141</u> 円	<u>243</u> 円	<u>155</u> 円	[略]			
栈橋、せき、		同	<u>108</u> 円	<u>68円</u>	<u>119</u> 円	<u>75円</u>		栈橋、せき、		同	<u>112</u> 円	<u>70円</u>	<u>123</u> 円	<u>77円</u>					

	水門、軌道その他これらに類する工作物		円		円		
	建物	同	<u>108円</u>	<u>68円</u>	<u>119円</u>	<u>75円</u>	
農地	同		<u>6円70銭</u>	<u>5円59銭</u>	<u>7円37銭</u>	<u>6円15銭</u>	
採草地	同		<u>6円70銭</u>	<u>5円59銭</u>	<u>7円37銭</u>	<u>6円15銭</u>	
現形占用地（漁業用地を除く。）	同		<u>39円</u>	<u>28円</u>	<u>43円</u>	<u>31円</u>	
ゴルフ場	同		<u>8円95銭</u>	<u>5円59銭</u>	<u>9円85銭</u>	<u>6円15銭</u>	
公園緑地及び運動場	同		<u>39円</u>	<u>28円</u>	<u>43円</u>	<u>31円</u>	
〔略〕							
別表第2（第2条関係）							
土石採取料							
種別		単位	金額		摘要		
砂		1立方メートル	<u>136円</u>				
土砂		同	<u>113円</u>				
砂利		同	<u>162円</u>				
栗石		同	<u>162円</u>				
転石	直径60センチメートル未満	1個	<u>68円</u>		〔略〕		
	直径60センチメートル以上	同	<u>113円</u>				
〔略〕							
〔略〕							

	水門、軌道その他これらに類する工作物		円		円		
	建物	同	<u>112円</u>	<u>70円</u>	<u>123円</u>	<u>77円</u>	
農地	同		<u>6円93銭</u>	<u>5円78銭</u>	<u>7円62銭</u>	<u>6円36銭</u>	
採草地	同		<u>6円93銭</u>	<u>5円78銭</u>	<u>7円62銭</u>	<u>6円36銭</u>	
現形占用地（漁業用地を除く。）	同		<u>40円</u>	<u>29円</u>	<u>44円</u>	<u>32円</u>	
ゴルフ場	同		<u>9円25銭</u>	<u>5円78銭</u>	<u>10円</u>	<u>6円36銭</u>	
公園緑地及び運動場	同		<u>40円</u>	<u>29円</u>	<u>44円</u>	<u>32円</u>	
〔略〕							
別表第2（第2条関係）							
土石採取料							
種別		単位	金額		摘要		
砂		1立方メートル	<u>141円</u>				
土砂		同	<u>117円</u>				
砂利		同	<u>168円</u>				
栗石		同	<u>168円</u>				
転石	直径60センチメートル未満	1個	<u>70円</u>		〔略〕		
	直径60センチメートル以上	同	<u>117円</u>				
〔略〕							
〔略〕							

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。